

大分県ノーリフティングケア先進施設等指定要綱

1 目的

大分県と大分県社会福祉協議会では、介護サービス事業所等における職場環境改善及び介護人材の確保・定着を図るため、ノーリフティングケアの導入を推進している。ノーリフティングケアに係る先進施設の指定や他施設職員の研修受入れにより、ノーリフティングケアの更なる普及・促進を図る。

2 定義

この要綱において「施設」とは、通所系及び施設系の介護サービス事業所、有料老人ホーム等とする。

3 指定施設名称、指定要件等

大分県社会福祉協議会長名で先進施設、取組継続施設の指定を3段階で行う。

指定施設の考え方及びその指定要件は次のとおりとする。

《指定施設の考え方》

(1) 先進施設(マスター)

職員の高い意識のもと、必要な福祉用具等も充足した環境でノーリフティングケアが実践され、職員の労働安全衛生面での改善がある施設(業務による腰痛者ゼロ)

(2) 先進施設(アドバンス)

職員の理解のもと、ノーリフティングケアが実践され、職員の労働安全衛生面での改善がある施設(業務による腰痛者2割以下)

(3) 取組継続施設(ベーシック)

マスター、アドバンスには該当しないが、ノーリフティングケアに継続して取り組んでいる施設

《指定要件》

- (1) 別紙1「大分県ノーリフティングケア先進施設指定に係る審査基準」を満たすこととし、先進施設(マスター)は各項目が概ね「レベルⅢ」を満たすものとし、先進施設(アドバンス)は概ね「レベルⅡ」以上

とする。ベーシックについては、職員の健康管理の業務による腰痛2割以下であることを除いた項目の全てがレベルⅡ以上であること、また申請を2回以上行っていることを要件とする。

なお、先進施設(アドバンス)は特定の部所(ユニット等)での取り組みでも可とする。

- (2) 数値基準の「業務による腰痛者の割合」については、別紙2「簡易腰痛調査票」(一般社団法人ナチュラルハートフルネットワーク作成)により、申請時点で職員の調査を実施するものとする。

調査票の「1 腰痛はありますか?」の「常に痛い、またはよく痛みがある」、「時々痛い」の人を腰痛者としてカウントする。(就職以前からの腰痛、業務以外が原因による腰痛を除く)

この調査票のその他の調査項目も労働安全衛生の向上のため役立てること。

4 指定手続

ノーリフティングケア先進施設、取組継続施設の指定は次の手順で実施する。

- (1) 指定を受けようとする施設代表者は「指定申請書」(様式第1号)に必要書類を添付(別紙3参照)し、指定された期日までに大分県社会福祉協議会会長あてに提出
- (2) 「指定申請書」受領後、大分県社会福祉協議会(大分県社会福祉介護研修センター)で書類の確認、審査を行うとともに、先進施設(マスター)の指定では、現地調査を併せて実施
- (3) 審査結果通知(様式第2号)を申請施設に郵送、指定要件合致施設には指定証(様式第3号)を併せて送付

5 研修の実施

先進施設指定を受けた施設は、事業への協力が必要となります。